

令和3年1月21日

総務企画常任委員協議会会議概要

委員長 大 矢 保

副委員長 山 崎 翔 一

1 開催日時 令和3年1月21日（木曜日）午後1時59分～午後2時18分

2 開催場所 第3・4委員会室

3 報告事項

(1) 変更契約の締結及び専決処分 of 予定について

(青森市立浪館小学校校舎屋根・外壁改修工事)

(2) 青森競輪運営管理業務の委託に関する協定の締結について

○出席委員

委員長	大矢保	委員	藤田誠
副委員長	山崎翔一	委員	木下靖
委員	軽米智雅子	委員	丸野達夫
委員	万徳なお子	委員	渋谷勲
委員	秋村光男		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

総務部長	能代谷潤治	監査委員事務局長	横内修
総務部理事	吉本雅治	総務部次長	大久保文人
企画部長	織田知裕	総務部参事	三上智幸
企画部理事	佐々木淳	企画部次長	小野正貴
税務部長	梅田喜次	企画部参事	石岡尊広
浪岡事務所副所長	三浦大延	総務課長	佐藤秀彦
会計管理者	鈴木裕司	競輪事業所副所長	坂本亮
選挙管理委員会事務局長	山谷直大	関係課長等	

○事務局出席職員氏名

議事調査課主事	高木涉	議事調査課主査	小山隆
議事調査課副参事	櫻田新司		

○大矢保委員長 ただいまから、総務企画常任委員協議会を開会いたします。

本日の案件に先立ち、理事者の皆様に、私から申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、いわゆる3つの密を最小限とするため、次長級以下の職員の委員会室への入室については、引き続き必要最小限の人数にとどめるよう御配慮願います。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、「変更契約の締結及び専決処分の予定について（青森市立浪館小学校校舎屋根・外壁改修工事）」について報告を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 変更契約の締結及び専決処分の予定について御説明申し上げます。資料のほうを御覧いただきたいと思います。

このたび、令和2年第2回定例会におきまして御議決をいただきました青森市立浪館小学校の校舎屋根・外壁改修工事について、契約の変更が必要となる事案が生じたことから、あらかじめ御説明申し上げるものであります。

「2 変更内容」であります。改修工事に当たりまして、屋根・外壁下地の隠蔽部分におきまして、設計時の想定を上回るひび割れや欠損といった劣化の進行、また鉄筋の露出等が確認できたことから、補修工事が増工となったことにより工事費が増額となるものであります。

内訳につきましては、資料別紙のほうになります。

増工の内容や金額については資料記載のとおりとなっております。各項目の変更予定金額を合計した1626万9000円が増額となるものであります。

資料の1枚目に戻っていただきたいと思います。

「3 変更予定額」ですが、ただいま申し上げましたように、合計で1626万9000円で、変更前の契約金額1億6368万円の9.94%となります。

この金額は、市長におきまして専決処分にする事項として、地方自治法第180条第1項の規定に基づき議会からあらかじめ御指定をいただいております「変更により増減する金額が変更前の金額の10分の1に相当する額を超えないもの」でありますので、地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分により、変更契約の締結を行うこととなるものであります。

資料の「4 変更契約予定」につきましては、国、県及び市でそれぞれ定めております、いわゆる設計変更ガイドラインによる取扱いに準じまして、工期末に変更契約することとし、来月中にその締結を予定しているものであります。専決処分を行った際には、また改めて御報告させていただきます。

なお、本案件につきましては、学校施設を所管する教育委員会事務局におきましても、文教経済常任委員協議会で報告されたものであります。

以上でございます。

○大矢保委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。渋谷委員。

○**渋谷勲委員** 反対する何物もないけれども、ここ四、五年、この変更というのが往々にしてあるわけですね。私の言わんとするところは、この工事の発注に当たって、ある程度、専門家が下見して、その価格によって入札を行うわけでしょう。その前には仕様書もちゃんと書いてあるわけでしょう。それにもかかわらず、この変更というのは結構ありますよ。今以上に気をつけていただきたいんです。金額にしたら、ここ五、六年で相当な金額になると思いますよ。安易に考えているのかどうか分からないけれども、こういうことは、ある程度なくしていかなきゃ駄目ですよ。私は反対ではないんです、注意です。そういうことを十分踏まえて、今日を契機に各担当課においては、部長なり市長なりから注意していただいて、もっともっと危機感を持って事に当たるべしということで、私個人も会派も強く要望させていただきます。以上。

○**大矢保委員長** ほかに発言ありますか。木下委員。

○**木下靖委員** このような場合の変更額の妥当性については、どういう基準で判断されるんですか。

○**大矢保委員長** 答弁を求めます。総務部長。

○**能代谷潤治総務部長** 工事の金額の妥当性については、専門の方に見ていただいて、その額を設計・施工管理の業者に見ていただいて決めているという状況であります。

○**大矢保委員長** 木下委員。

○**木下靖委員** 専門の方というのは、具体的には。

○**大矢保委員長** 答弁を求めます。総務部長。

○**能代谷潤治総務部長** こういう工事につきましては、設計・施工管理の業者もつきますので——まあ、同じ業者であったり、他の業者とかありますけれども——そういう、いわゆる設計・施工管理の業者がついておりますので、その業者のほうで妥当性を検討させていただいております。

○**大矢保委員長** 木下委員。

○**木下靖委員** 施工管理の方ということで、今、同じ業者の場合もあると。（「委員長」と呼ぶ者あり）

○**大矢保委員長** はい、総務部長。

○**能代谷潤治総務部長** すみません。私、小さい工事と勘違いしてしまして、大きい工事ですので、必ず違う業者が施工管理につきます。申し訳ございません。

○**大矢保委員長** 木下委員。

○**木下靖委員** そうですね、同じ業者だとちょっと問題あると思います。

それで、今回の変更が駄目だとか変だとかという話ではないんですが、これまでも工事の変更に係って契約額が変わると、その額が微妙に10%を下回るというのがよくあったように覚えているんですよ。

例えば、今回の場合、工期が3月末だと。これがもし10%を超えて議決が必要に

なるということになると、3月議会を待ってられないというようなケースもあり得ると思うんですよ。今回は専決処分をできる範囲内だったので支障なくできるんですが、そのような疑念もなきにしもあらずなので、その点に関しては——具体的にじゃあどうすればいいんだという話になるんですけれども——専門家が見て判断しているんだということなので、それを信じるしかないんですけれども、何かちょっと釈然としないような点もあるので、その点は意見として伝えておきます。終わります。（「はい」と呼ぶ者あり）

○大矢保委員長 はい、丸野委員。

○丸野達夫委員 1億六千三百万何がしの金額なんですけど、これは落札率ほどのくらいだったんですか。

○大矢保委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 本工事の落札率でありますけれども、89.69%でありました。

○大矢保委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 分かりました。設計の立場から言うと、設計の想定を超える欠損や劣化というのは当たり前で、そのぐらいは見込んでいるんですが、まあ、この件に関してはないでしょうけれども、他都市でよく散見されるのは、仕事が欲しいがゆえに、ある程度値段を下げて取って、後々予定価格を変更してもらって増額して、結局普通の価格に戻して工事を行っているというところもあるので、その手口を決して使っていないと思いますが、そのようなことがないように御注意いただきたいと思います。

○大矢保委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 ないので、次に進みます。

次に、「青森競輪運営管理業務の委託に関する協定の締結について」報告を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 青森競輪運営管理業務の委託に関する協定の締結について御報告いたします。お手元の資料を御覧願います。

青森競輪では、競輪開催業務等について、平成19年度から民間事業者の持つノウハウを活用した運営手法により、民間包括委託を実施しておりますが、現在の包括委託期間が今年度をもって期間満了となることから、令和3年度からの青森競輪運営管理委託業務について、昨年7月に公募型プロポーザルを実施いたしました。

昨年9月9日開催の本委員会において御報告させていただいたところでありますが、昨年8月19日に審査委員会を開催し、応募者提出の企画提案書を基にプレゼンテーション及び審査・評価を行い、その結果、日本トーター株式会社を優先交渉権者として決定したところであります。

その後、企画提案書に掲げられていた施策等の実施の可否等を確認するとともに、

協定書面の内容確認や文言修正等を経まして、このたび、令和2年12月15日付で優先交渉権者である日本トーター株式会社と協定を締結いたしました。

協定の概要であります。以前報告させていただいたとおりでありますけれども、協定の有効期間は、令和3年4月1日から令和10年3月31日までの7年間、業務内容は、車券の発売・払戻し、警備業務、施設・設備管理業務など競輪開催業務全般、委託料は、売上等の収入から市の歳入であります。施行者収益及び競輪開催経費を差し引いた額、施行者収益は、最低保証額が年3億2500万円、上乗せ収益としまして、受託者委託料が年16億円を超えた場合、その超えた額の2分の1を最低保証額に上乗せすることとなっております。

現在、年次で締結する業務委託契約や仕様書などの詳細について詰めているところであり、本年度内に契約を締結することとしております。

以上でございます。

○大矢保委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。万徳委員。

○万徳なお子委員 私は、総務企画常任委員は新人ですので、伺ってないことばかりなんです。資料3の(4)の施行者収益は、前回の7年前よりも7500万円上がったということなんです。第1期の最低保証額を教えてください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 競輪事業所のほうから回答させていただければと存じます。

○大矢保委員長 はい、競輪事業所副所長。

○坂本亮競輪事業所副所長 競輪事業所副所長の坂本と申します。

第1期は、平成19年度から平成25年度までの7年間でした。最低保証額は、平成23年度までが1億3000万円、平成24年度と平成25年度に2億5000万円に引き上げた経緯があります。

以上でございます。

○大矢保委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 もう一つ、その他のところに雇用のことが書いてありますが——私がお尋ねしたいことの御答弁がどちらになるのか——ギャンブル依存症の対策などはどのようにされているのでしょうか。

○大矢保委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 ギャンブル依存症対策ということであります。

競輪事業所のほうで、のめり込み防止のポスターというものを作成して掲示しております。それから、毎年5月14日から5月20日まで、ギャンブル依存症問題の啓発週間ということを決めておまして、競輪場内に啓発ポスターを掲示しております。それから、競輪場内のモニターなどを活用して注意喚起などを行っているところでもあります。

以上でございます。

○大矢保委員長 ほかに発言ありませんか。木下委員。

○木下靖委員 まず、最低保証額が2億5000万円から3億2500万円まで上がった理由は为什么呢。

○大矢保委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 最低保証額であります、現在の最低保証額2億5000万円と上乗せ収益といたしまして、括弧のところですが、本場足す場外の年180億円を超える売上げの部分の4%を現在上乗せ収益として上乗せしてきておりまして、現在の平成26年度から令和元年度までの平均で、最低保証額と上乗せ収益の額を足した額が3億2500万円ぐらいであったと。今まで得られてきた上乗せ収益を含めた収益額を最低保証額として確保できるように契約内容を考えて、それで提案を募り、日本トーター株式会社が応募してきたということでもあります。

○大矢保委員長 木下委員。

○木下靖委員 最低保証額を上げたけれども、日本トーター株式会社のほうでは、それで対応できるということで応募してきたということですよ。

ここに、確かにこれまでは上乗せ収益、本場プラス場外で年間180億円を超えた部分の4%ということだったんですが、これが今度は、委託料が年16億円を超えた場合の超えた額の半分と。この委託料というのは、どういう経緯で今までどれぐらいだったんですか。

○大矢保委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 委託料ですけれども、資料の3の(3)に、売上げ等収入から施行者収益——ここが青森市への一般会計への繰り入れにつながってくる部分ですけれども——施行者収益の額は(4)の3億2500万円と上乗せ収益の額が上乗せされた額ということになりますけれども、売上げ等収入によって固まった施行者収益と競輪開催経緯、選手の賞金ですとか、そういったものを差し引いた額——まあ、最後、売上げ等収入から施行者収益や競輪開催経費を差し引いた額を委託料とするという計算方式になっております。

過去の委託料の数字は、競輪事業所から回答させていただきます。

○大矢保委員長 はい、競輪事業所副所長。

○坂本亮競輪事業所副所長 これまでの日本トーター株式会社への委託料ですが、平成26年度から令和元年度までの6年間の実績の1年平均は、市営青森競輪の分の委託料と、あとうちでほかの競輪場の車券を発売するという場外発売というものをやっております、その場外発売をしたときにうちのほうでいただく委託料というものがあるんですけれども、その場外発売の分を足した、6年間の実績の平均が約16億1700万円程度と試算されております。

以上でございます。

○大矢保委員長 木下委員。

○木下靖委員 じゃあ、過去の実績が大体そのぐらいの額であったから、今後その

額を超えた場合、その半分と。超えない場合もあるだろうけれども、その分は最低保証額を上げているということですよ。分かりました、結構です。

○大矢保委員長 ほかに発言ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 ないようですので、質疑はこれにて終了いたします。

この際、理事者側から報告事項などありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 また、委員の皆さんから御意見等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 なければ、以上をもって本日の案件は全て終了いたしました。

これにて本日の協議会を閉会いたします。

(会 議 終 了)